

博物館実習生の受入に関する要綱

大阪市立美術館

(目的)

第1条 この要綱は、博物館法施行規則第1条の規則に基づく、大学からの博物館実習生受入について、一定の基準を設け、大阪市立美術館（以下「当館」という）の業務に支障のない範囲において受け入れることを目的とする。

(受入時期)

第2条 受入時期は夏季（6月から8月）を基本とし、一人当たりの実習日数は10日以内とする。具体的な日程については、当該年度の初めに当館が決定する。

(応募資格)

第3条 実習生の応募資格は次のとおりとする

- (1) 国内の大学に在学し、学芸員を目指している者で、美術史など美術・文化に関する分野を専攻していることが望ましい。
- (2) 実習の全日程に参加できること。
- (3) 協調性があり、指導を遵守できること。
- (4) 実習に支障のない健康状態であり、傷害保険に加入していること。

(実習場所)

第4条 実習場所は当館館内を基本とし、必要がある時は館外で行う。

(受入の願書)

第5条 博物館実習生の受入の依頼をする大学は、教務係または博物館学の担当教官が、当館での実習を希望する学生を集約した上で、希望者名を記した受入伺文書を、当該年度の募集要項で指定する日までに、当館博物館実習担当者宛に提出すること。新規の大学からの受入については、当館学芸課長が博物館学の担当教官と面談した上で決定する。なお、学生個人からの依頼は受け付けない。

(受入の許諾など)

第6条 当館では上記の依頼について審査し、大学宛に許諾を回答する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入について必要な事項は、当館館長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。